

イルクーツク・アニメ音楽コンサート、映画「花戦さ」の上映 及び落語巡回公演の実施に関する企画競争についての説明書

本件企画競争への参加を希望する者は、以下に記載する内容を十分理解した上で、企画書等を提出して下さい。

1. 業務の背景・目的

2016年12月の日露首脳会談の際に、本年、日露両国で「ロシアにおける日本年」「日本におけるロシア年」を同時開催することが決定、発表された。その際、両国外務大臣が署名した日本年・ロシア年に関する覚書において、政治、経済、文化、教育、科学、スポーツ、青年交流、自治体間交流等の幅広い分野において行事を開催し、両国国民の相互理解を促進することとされている。これを受け、ロシア各地における行事の開催が期待されており、今般の「ロシアにおける日本年」の枠組みの中で、以下の行事を実施することとする。これらはいずれも、日本の文化や日露の関わりを紹介するものであり、ロシアにおける対日関心の向上及び日本に対する親近感の向上につながる効果を持つことが期待されている。

(1) イルクーツク・アニメ音楽コンサート

東シベリアにおいて、「ロシアにおける日本年」の枠組みでアニメ音楽コンサート事業を実現させることについて、現地の行政府、日露友好協会、メディア、教育機関、一般市民等から強い期待が寄せられている。これを踏まえ、9月23日（日）、イルクーツク市において、日本のプロの音楽家を招いてアニメ音楽コンサートを開催する。本事業は在ハバロフスク総領事館が別途計画している日露青年交流事業「日露友好シベリア横断列車」（注：9月16～23日、日本人青年30名程度がハバロフスクからイルクーツクまでシベリア鉄道で巡行し、現地で文化パフォーマンス及び交流を行うことを予定）に合わせ、終点のイルクーツク市において大規模かつハイレベルな文化イベントを開催することで、一層の広報効果が期待される。

(2) 映画「花戦さ」の上映

ロシアでも知名度の高い日本芸術として挙げられる生け花は、自ら取り組む愛好家のみならず、市民全般に鑑賞対象として広く親しまれている。その生け花の発祥に関わる映画「花戦さ」を、生け花を中心に墨絵や茶道など日本伝統美術を総合的に展示する展覧会「日本の美」（9月末、於：モスクワ）において上映し、生け花について理解を深めるとともに、日本の伝統文化に広く親しめるよう促す。

また、既存の日本文化愛好家層以外のより幅広い一般市民を対象として、商業作品以外の映画紹介に優れた実績を持つモスクワ市のトレチャコフ美術館及び、大規模な日本文化祭が予定されていない主要な地方都市（チェリャビンス

ク市、アストラハン市、クラスノダール市、トムスク市を想定）においても上映を実施する。特に主要な地方都市においては現地の行政府、対日友好団体等から「日本年」行事開催への強い期待が寄せられている。これらの行事により、より広い範囲において生け花を通じた対日理解の促進が期待される。

（３）落語巡回公演

モスクワ近郊三都市（ヴォロネジ市、タンボフ市、リャザン市）及びモスクワ市において、海外公演経験を豊富に有する桂歌蔵氏などの落語家の巡回公演を実施する。特にモスクワ近郊三都市については、地方政府の財政的基盤が弱く、日本関連事業は頻繁に実施できないものの、日本伝統文化への関心は大変高い。潜在的な親日層を抱える上記三都市、また、多数の日本ファンを擁するモスクワ市において、日本の伝統舞台芸能である落語公演を「ロシアにおける日本年」の枠組みで実施することで、ロシア各地における日本文化の普及・振興に一層の弾みが与えられることが期待される。

2. 業務の内容

（１）イルクーツク・アニメ音楽コンサート

別紙仕様書のとおり。

（２）映画「花戦さ」の上映

別記仕様書のとおり。

（３）落語巡回公演

別記仕様書のとおり。

3. 提出する書類

- （１）業務履行保証書 １部
- （２）企画書 ４部（うち、正本１部、写し３部。様式適宜。）
- （３）経費概算見積書（別封筒に厳封） １部
- （４）会社（団体）概要（日本語又は英語。既存のパンフレット等でも良い。）
１部

※なお、企画書の写しは電子メールでも提出すること。

4. 企画書に記載する内容

次の事項を、可能な限り具体的かつ詳細に記載のこと。

- （１）実施の方針
- （２）実施の方法
- （３）実施する内容
- （４）実施に向けたスケジュール
- （５）実施に向けた人的体制

留意事項：公平な審査のため、企画書の写し3部については、会社（団体）名のほか、応募者が特定できる情報は削除（該当部分を黒塗り等）すること。削除すべき情報の具体例は以下のとおり。

- 応募者（会社（団体））名
- 会社（団体）代表者名
- 応募者が特定される関連団体・付属組織等の名称
- 会社（団体）の役員、業務従事者等の中で、事業の関連業界等において著名な者で、容易に応募者が特定される者の氏名、写真
- 会社（団体）の著作物（ロゴマーク、商品ブランド、刊行物等）の中で、事業の関連業界等において広く知られている物で、容易に応募者が特定される物の名称や写真

5. 予算額

下記総額を上限額とし、上限額を超える企画は採用できない（1セント未満の端数は切り捨て。上限額には、付加価値税、その他本件業務に係る一切の経費を含む。）。

総額 米貨264,390ドル

留意事項：運営管理費は10%を上限として計上することができる。なお、業務実施に必要な業務受託者の通信費及び消耗品費は上記予算から支出することとする。なお、見積書を作成する際には別紙参考情報を参照すること。

6. 審査方法等

- （1）提出された企画書等をあらかじめ定めた審査基準（別紙「採点表」参照）により審査を行い、最高得点を得た企画を採用する（合格基準点60点）。なお、第1位の得点を得た企画と僅差（第1位の得点の5%以内）の企画がある場合は、同等の評価を得たものと見なし、見積価格の最も低い企画を採用する。
- （2）審査結果については、2018年5月中旬～下旬を目処に、この企画競争に参加した全ての者に対し、書面で通知する。
- （3）在ロシア日本国大使館は、企画が採用された者（業務受託者）を含め、この企画競争への参加者に対し採点・審査結果の理由等について説明することはしない。当該参加者は、これに対し異議を申し立てることができないものとする。

7. 個人情報の保護

- （1）業務受託者は、業務の過程において取得し保有する個人情報（以下、「当該個人情報」という。）について、業務委託契約の期間中又は終了後のいか

んを問わずその秘密を保持する義務を負うとともに、業務遂行の目的以外の目的のために利用してはならない。

- (2) 業務受託者は、当該個人情報複製する必要がある場合には、その部数を必要最小限にしなければならない。
- (3) 業務受託者は、不要となった当該個人情報を速やかに廃棄しなければならない。契約の終了時も同様とする。
- (4) 業務受託者は、当該個人情報の漏洩等の事案が発生し又はそのおそれがある場合には、当該事案の発生した経緯、内容、被害状況等を調査し、速やかに在ロシア日本国大使館に報告しなければならない。

8. その他の留意事項

- (1) 本件企画競争の公示に記載されている内容（参加資格、企画書等提出期限等）を十分確認すること。
- (2) この企画競争に参加を希望する者は、上記3の文書のいずれかを提出しない場合、虚偽の記載をしたことが明らかとなった場合又は記載に反することを行った場合は、この企画競争に参加する又は業務受託者に選定される資格を失うものとする。
- (3) 業務受託者は、業務の全部又は大部分を一括して第三者に委託してはならない。
- (4) 業務受託者は、第三者が既に有するものを除き、本業務に関する文章や写真等の全ての著作権（日本国の著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を外務省に譲渡するものとし、在ロシア日本国大使館を通じて外務省の事前の許可を得ることなく、本業務に関する文章や写真等を利用し、公表し、又は第三者に提供・開示等することはできない。
- (5) 業務受託者は、本業務履行中に生じたハイジャック等を含む航空機事故等不慮の事態に関する責任につき、これを在ロシア日本国大使館又は外務省に問わないものとする。

(了)